

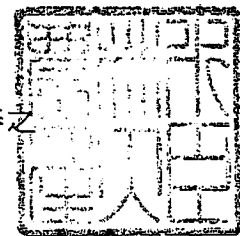
16 消安第 1609 号

平成 16 年 5 月 28 日

農林物資規格調査会

会長 沖谷 明紘 殿

農林水産大臣 亀井 善之



日本農林規格の見直しについて（諮問）

下記の日本農林規格を見直しする必要があるので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 9 条の 2 の規定に基づき、貴調査会の意見を求める。

記

- 1 電柱用素材の日本農林規格（昭和 26 年 5 月 28 日農林省告示第 191 号）
- 2 押角の日本農林規格（昭和 35 年 12 月 1 日農林省告示第 1204 号）
- 3 耳付き材の日本農林規格（昭和 35 年 12 月 1 日農林省告示第 1205 号）
- 4 鯨野菜煮かん詰の日本農林規格（昭和 36 年 1 月 20 日農林省告示第 38 号）
- 5 まぐろ野菜煮かん詰及びかつお野菜煮かん詰の日本農林規格（昭和 36 年 5 月 20 日農林省告示第 493 号）
- 6 水産物野菜煮缶詰及び水産物調理缶詰の日本農林規格（昭和 38 年 6 月 15 日農林省告示第 802 号）
- 7 特種かん詰の日本農林規格（昭和 38 年 6 月 15 日農林省告示第 805 号）
- ⑧ まくら木の日本農林規格（昭和 41 年 4 月 18 日農林省告示第 539 号）
- 9 素材の日本農林規格（昭和 42 年 12 月 8 日農林省告示第 1841 号）
- 10 特殊包装かまぼこ類の日本農林規格（昭和 49 年 10 月 31 日農林省告示第

1008号)

- 11 調理食品缶詰及び調理食品瓶詰の日本農林規格（昭和60年4月20日農林水産省告示第532号）
- 12 風味かまぼこの日本農林規格（平成2年5月31日農林水産省告示第700号）
- 13 煮干魚類及び煮干魚類粉末の日本農林規格（平成6年8月9日農林水産省告示第1132号）
- 14 農産物漬物の日本農林規格（平成8年6月4日農林水産省告示第860号）

○まくら木の日本農林規格

〔昭和四十一年四月十八日
農林省告示第五百三十九号〕

〔この告示は、昭和四十五年五月二日法律第九二号（農林物資規格法の一部を改正する法律）附則二項により、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律七条一項の規定により制定された日本農林規格とみなされる。〕

農林物資規格法（昭和二十五年法律第七十五号）第八条第一項

〔現行Ⅱ農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律七条一項Ⅱ昭和四十五年五月法律九二号により改正〕の規定に基づき、まくら木の日本農林規格を次のように定め、昭和四十一年五月十八日から施行し、枕木の日本農林規格（昭和二十六年九月一日農林省告示第三百十八号）は、昭和四十一年五月十七日限り廃止する。

まくら木の日本農林規格

（定義）

第一条 この規格において「レール面」とは、レールをすえ付ける材面をいい、「裏面」とは、レール面に相対する材面をいい、「レール部分」とは、次の表のレール部分の欄に掲げる並まくら木の部分をいう。

並まくら木の種類	レール部分
第一号	長さの中心からの距離が三〇センチメートル以上五〇センチメートル以下の部分
第二号	長さの中心からの距離が四〇センチメートル以上七五センチメートル以下の部分
第三号及び第四号	長さの中心からの距離が六〇センチメートル以上九五センチメートル以下の部分

（区分）

第二条 並まくら木、分岐まくら木及び橋まくら木は、長さ、厚さ、幅及び長さにより、それぞれ次の表のとおり区分する。

一 並まくら木

種類	長さ（センチメートル）	幅（センチメートル）	厚さ（センチメートル）
一号	一五〇	一一	一一
二号	二一〇	一一	一一
三号	二四〇	一一	一一
四号	二四〇	一一	一一

二 分岐まくら木

種類	長さ（センチメートル）	幅（センチメートル）	厚さ（センチメートル）
一号	一五〇、一八〇、二一〇、二四〇、二七〇、三〇〇	一一	一一
二号	二二〇、二五〇、二八〇、三一〇、三四〇、三七〇、四〇〇、四三〇、四六〇	一一	一一
三号	二四〇、二七〇、三〇〇、三三〇、三六〇、三九〇、四二〇、四五〇、四八〇	一一	一一
四号	二五〇、二八〇、三一〇、三四〇、三七〇、四〇〇、四三〇、四六〇、四九〇、五二〇、五五〇、五八〇	一一	一一

三 橋まくら木

〔法規二七五六―六〇〕

(注) 厚さとは、材の最小横断面の辺の欠を補つた長方形におけるレール面側の辺と裏面側の辺との距離をいい、幅とは、他の二辺間の距離をいい、長さとは、材の両木口間の距離をいう。

種類	厚さ(センチメートル)	幅(センチメートル)	長さ(センチメートル)
一号	一五	一八	一五〇、一八〇
二号	一八	二〇	二一〇、二四〇、二七〇
三号	二〇	二〇	二一〇、二四〇、二七〇、三〇〇
四号	二三	二〇	二四〇、二七〇、三〇〇

(規格)

第三条 まくら木の規格は、次のとおりとする。

一 並まくら木

事項	等級	節	
		レール部分	その他の部分
上	一	短径が三センチメートル以下のもの	短径が六センチメートル以下のもの
	下	短径が五センチメートル以下のもの	短径が八センチメートル以下のもの
二	等	同上	同上
	三	同上	同上
利用上支障のないもの	等	次のひき面幅があるもの 1 一号 一センチメートル以上のもの	次のひき面幅があり、かつ、一号以外のものにあつては、裏面からの距離が三センチメートル以下のもの 1 一号 六センチメートル以上のもの
		2 二号、三号及び四号	利用上支障のないもの

厚さの材面		最小面積	
材面		その部分	レールの部分
2 二号及び三号 九センチメートル 以上のもの 3 四号 一〇センチメートル 以上のもの	次のひき面幅のあるもの	1 一号 六センチメートル 以上のもの 2 二号、三号及び四号 七センチメートル 以上のもの	1 一号 一センチメートル 以上のもの 2 二号及び三号 一六センチメートル 以上のもの 3 四号 一八・五センチメートル 以上のもの
2 二号、三号及び四号 二センチメートル 以上のもの	次のひき面幅のあるもの	1 一号 一センチメートル 以上のもの 2 二号、三号及び四号 二センチメートル 以上のもの	1 一号 九センチメートル 以上のもの 2 二号、三号及び四号 一六センチメートル 以上のもの
一・五センチメートル 以上のもの	次のひき面幅のあるもの	1 一号 一センチメートル 以上のもの 2 二号、三号及び四号 一・五センチメートル 以上のもの	1 一号 九センチメートル 以上のもの 2 二号及び三号 一センチメートル 以上のもの 3 四号 一四センチメートル 以上のもの
		利用上支障のないもの	利用上支障のないもの

〔法規二七五六～六〇〕

曲 り	は な お ち	面幅の材	
		裏面の 部分	裏面の 部分
		裏面の 部分 その他	裏面の 部分
三五パーセント以下のもの	裏面及びレール部分に なく、かつ、幅におい て一〇パーセント以下 の厚さにおいて二〇パ ーセント以下のもの	次のひき面幅のあるもの 1 一号 一二センチメートル 以上のもの 2 二号及び三号 一六センチメートル 以上のもの 3 四号 一八・五センチメ ートル以上のもの	1 一号 一二センチメートル 以上のもの 2 二号及び三号 一七センチメートル 以上のもの 3 四号 一八・五センチ メートル以上のもの
三五パーセント（一号 にあっては、五〇パー セント）以下のもの	裏面及びレール部分に なく、かつ、幅におい て二〇パーセント以下 の厚さにおいて三五パ ーセント以下のもの	次のひき面幅のあるもの 1 一号 九センチメートル 以上のもの 2 二号及び三号 一二センチメートル 以上のもの 3 四号 一四センチメートル 以上のもの	1 一号 九センチメートル 以上のもの 2 二号、三号及び四 号 一六センチメートル 以上のもの
五〇パーセント以下の もの	同上	同上	1 一号 九センチメートル 以上のもの 2 二号及び三号 一二センチメートル 以上のもの 3 四号 一四センチメー ートル以上のもの
利用上支障のないもの	利用上支障のないもの	利用上支障のないもの	利用上支障のないもの

〔法規二七五六～六〇〕

測定した寸法と公差	その他の欠点						材面における偽心（ぶなに限る）	材面の腐れ	木口における腐れ又は空洞		目まわり	木口割れ	その他
	プラス			マイナ					面積	深さ			
	長さ	幅	厚さ	長さ	幅	厚さ							
の三パーセント以下のもの	の五パーセント以下のもの	の五パーセント以下のもの	の五パーセント以下のもの	の一五パーセント以下のもの	の一〇パーセント以下のもの	軽微なもの	七〇パーセント以下のもの	きわめて軽微なもの	の一〇パーセント以下のもの	の二パーセント以下のもの	の一〇パーセント以下のもの	の七パーセント以下のもの	の一〇パーセント以下のもの のただし、波そりのないもの
の五パーセント以下のもの	の一二パーセント以下のもの	同上	同上	同上	同上	同上	八〇パーセント以下のもの	同上	の一五パーセント以下のもの	の五パーセント以下のもの	の二〇パーセント以下のもの	の一三パーセント以下のもの	同上
同上	同上	の一〇パーセント以下のもの	同上	同上	同上	顕著でないもの	九〇パーセント以下のもの	軽微なもの	同上	同上	同上	同上	同上
利用上支障のないもの						利用上支障のないもの	利用上支障のないもの	利用上支障のないもの	利用上支障のないもの		利用上支障のないもの	利用上支障のないもの	利用上支障のないもの

〔法規二七五六～六〇〕

(注) 一等及び二等にあつては、大くぎの使用に支障のある節、木口割れ又は目まわりは、許容しない。
二分岐まくら木

事項	等級	節	最小ひき面幅	
			面幅の材	厚さの材面
一	等	短径が四・五センチメートル以下のもの	次のひき面幅のあるもの 1 一号 一四センチメートル以上のもの 2 二号及び三号 二〇センチメートル以上のもの 3 四号 二六センチメートル以上のもの	次のひき面幅のあるもの 1 一号 八・五センチメートル以上のもの 2 二号 一〇センチメートル以上のもの 3 三号及び四号 一〇・五センチメートル以上のもの
		短径が七センチメートル以下のもの	次のひき面幅のあるもの 1 一号 一三・五センチメートル以上のもの 2 二号及び三号 一七センチメートル以上のもの 3 四号 二二センチメートル以上のもの	次のひき面幅のあるもの 1 一号 五センチメートル以上のもの 2 二号 六センチメートル以上のもの 3 三号及び四号 六・五センチメートル以上のもの
三	等	利用上支障のないもの	利用上支障のないもの	利用上支障のないもの

は な お ち	裏 面	材 面 の 腐 れ		目 ま 、 わ り	木 口 割 れ	そ り	曲 り	その ち	木口における 腐れ又は空洞	材 面 の 腐 れ	木口における偽心（ぶなに限る。）	その 他 の 欠 点	プ ラ ス	
		面	積										厚 さ	幅
ないもの	の 一六・五センチメートル以上のもの 2 二号及び三号 二一センチメートル以上のもの 3 四号 二七センチメートル以上のもの	一四センチメートル以上のもの 2 二号及び三号 一八センチメートル以上のもの 3 四号 二三・五センチメートル以上のもの	利用上支障のないもの	波そりのないもの。ただし、 一〇パーセント以下のもの。ただし、 五パーセント以下のもの	一〇パーセント以下のもの 二パーセント以下のもの 三パーセント以下のもの	二パーセント以下のもの 四パーセント以下のもの 六パーセント以下のもの	利用上支障のないもの	七〇パーセント以下のもの	七〇パーセント以下のもの	軽微なもの	軽微なもの	同上	同上	五パーセント以下のもの
同上	同上	同上	利用上支障のないもの	同上	同上	同上	利用上支障のないもの	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

〔法規二七五六～六〇〕

(注) 一等及び二等にあつては、犬くぎの使用に支障のある節、木口割れ又は目まわりは、許容しない。

三 橋まくら木

事項	等級	節
一	等	短径が四・五センチメートル以下のもの 次のひき面幅があり、かつ、一号以外のものにあつては、両端からそれぞれ二〇センチメートル以内の部分を除く部分において裏面からの距離が三センチメートル以下のもの 厚さの材面 1 一号 一〇・五センチメートル以上のもの 2 二号 一二・五センチメートル以上のもの 3 三号 一四センチメートル以上のもの 4 四号 一六センチメートル以上のもの 次のひき面幅のあるもの 1 一号 一五・五センチメートル以上のもの 2 二号、三号及び四号 一七センチメートル以上のもの
二	等	短径が七センチメートル以下のもの 次のひき面幅があり、かつ、一号以外のものにあつては、両端からそれぞれ二〇センチメートル以内の部分を除く部分において裏面からの距離が四・五センチメートル以下のもの 1 一号 一七センチメートル以上のもの 2 二号 一九センチメートル以上のもの 3 三号 二一センチメートル以上のもの 4 四号 二四センチメートル以上のもの 次のひき面幅のあるもの 1 一号 二四センチメートル以上のもの 2 二号、三号及び四号 二六センチメートル以上のもの
三	等	利用上支障のないもの 利用上支障のないもの

測定した寸法と規定の差			材面の腐れ			木口における腐れ又は空洞		目まわり	木口割れ	そり	曲り	はなおち	裏面
プラス			マイナ			面積	深さ						次のひき面幅のあるもの
長さ	幅	厚さ	長さ	幅	厚さ								1 一六センチメートル以上のもの 2 二一センチメートル以上のもの
二パーセント以下のもの	二パーセント以下のもの	二パーセント以下のもの	四パーセント以下のもの	四パーセント以下のもの	四パーセント以下のもの	三パーセント以下のもの	二パーセント以下のもの	一〇パーセント以下のもの	五パーセント以下のもの	ないもの	ないもの	ないもの	1 一五センチメートル以上のもの 2 二一センチメートル以上のもの
同上	四パーセント以下のもの	三パーセント以下のもの	同上	同上	同上	六パーセント以下のもの	四パーセント以下のもの	二〇パーセント以下のもの	五パーセント以下のもの	同上	同上	同上	1 一五センチメートル以上のもの 2 二一センチメートル以上のもの
利用上支障のないもの			利用上支障のないもの			利用上支障のないもの	利用上支障のないもの	利用上支障のないもの	利用上支障のないもの	利用上支障のないもの	利用上支障のないもの	利用上支障のないもの	利用上支障のないもの

【法規二七五六～六〇】

(注) 一等及び二等にあつては、大くぎの使用に支障のある節、木口割れ又は目まわりは、許容しない。

(測定方法)

第四条 前条の規格における事項であつて、次の表の上欄に掲げるものの測定方法は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。
この場合において、材の厚さ、幅又は長さに対する百分率は、それぞれ第二条に掲げる厚さ、幅又は長さに対する百分率とする。

事 項	測 定 方 法
1	節の径は、短径による。
2	死に節の短径は、その実測の短径の一・五倍とみなす。
3	抜け節、腐れ節及び抜けやすい節の短径は、その実測の短径の二・五倍とみなす。
4	ひのき又はひばで樹心から半径三センチメートルの部分及び材縁から三センチメートルの部分を除く木口において、年輪に直角な直線三センチメートルの間に年輪が一〇個以上存する材にあつては、節の短径は、その実測の短径の一〇分の八とみなす。
1	はなおちの厚さは、その存する部分における最小厚と材の厚さとの差の材の厚さに対する百分率による。

はなおち	曲り又はそり	木口割れ	目まわり
2 はなおちの幅は、その存する部分における最小幅と材の幅との差の材の幅に対する百分率による。	厚さの材面又は幅の材面における材の長さに沿う内曲面の最大矢高(二個以上あるときは、その和)の幅又は厚さに対する百分率による。	1 その長さの材の長さ(材の長さが二四〇センチメートル以上のものにあつては、二四〇センチメートルとする。)に対する百分率による。 2 同一端に二個以上あるとき又は両端にあるときは、その最大のものの長さによる。 3 完全な割れ止めを施した木口割れの長さは、その木口割れの一〇分の七とみなす。 4 他材面に貫通しないもの及び材の角の部分に存するものは、材面における割れとみなす。	1 その弧の長さのその存する木口の辺の欠を補つた方形の四辺の合計に対する百分率による。 2 同一端に二個以上あるとき又は両端にあると

	3 弧の一端に連続して材面に現われたものは、木口割れとみなす。
木口における腐れ又は空洞	1 深さについては、その深さの材の長さに対する百分率により、面積については、その面積のその存する木口の面積に対する百分率による。 2 同一の木口に二個以上あるときは、深さについてはその最大のもの、面積については各面積の和による。 3 両木口にあるときは、いずれか大きい方のものによる。 4 空洞で腐れをとまなうものの深さ及び面積は、その和とする。 5 ひばの飛び腐れは、腐れとみなさない。
木口における偽心（ぶなに限る。）	1 その面積のその存する木口の面積に対する百分率による。 2 両木口にあるときは、いずれか大きい方のものによる。
測定した寸法と規定寸法との差	測定した寸法と規定寸法との差の材の厚さ、幅又は長さ（材の長さが二四〇センチメートル以上のものにあつては、二四〇センチメートルとする。）に対する百分率による。